

電波利用環境保護周知啓発強化期間について ～電波のルールは必ず守りましょう～

総務省



総務省では、毎年6月1日から6月10日までを電波利用環境保護周知啓発強化期間と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法無線局による混信その他の妨害から保護し、良好な電波利用環境の整備を推進しています。

◆電波を利用するためには、無線局の免許が必要です。

総務大臣の免許を受けずに開設した無線局（不法無線局）から発射される電波のことを「不法電波」といいます。

不法無線局を開設した場合には、電波法違反となり1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、また、不法電波で公共の無線通信（重要無線通信）を妨害すると、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。